

平成30年4月13日

指定障害福祉サービス事業者の指定取消しについて

倉敷市は、次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定の取消しを行い、当該処分について通知しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

法人名 株式会社フィル

代表者 代表取締役 岡本 健治

所在地 岡山県倉敷市真備町川辺117-1

2 事業所名称及び所在地

(1) 事業所名称 「しあわせ工房」

事業種別 就労継続支援A型

所在地 岡山県倉敷市真備町川辺117-1

指定年月日 平成26年2月1日

(2) 事業所名称 「しあわせ工房 有井事業所」

事業種別 就労継続支援A型

所在地 岡山県倉敷市真備町有井94

指定年月日 平成27年11月1日

(3) 事業所名称 「しあわせ工房 倉敷事業所」

事業種別 就労継続支援A型

所在地 岡山県倉敷市酒津2251-1

指定年月日 平成29年1月1日

3 指定の取消年月日

平成30年4月13日

4 処分の理由

(1) 事業者の責務違反（法第50条第1項第2号）

解雇したすべての利用者について、引き続きサービスを受けられるよう、新たなサービス提供先等を見つけることを勧告、命令したが、措置がとられていないと認められなど、法第42条第3項の規定に違反している。

(2) 障害福祉サービスに関し著しく不当な行為（法第50条第1項第10号）

利用者の平成30年2月分の就労に係る平成30年3月15日に支払うべき賃金を支払うことなく事業所を閉鎖し、利用者全員を解雇する事態となった。